

熊本県産銘柄豚生産流通対策事業実施要領

(趣旨)

第1 系統豚「ヒゴサカエ302」を基礎とした三元交雑豚肉「ひごさかえ肥皇」の普及定着を図るため、高品質で斉一化された豚肉の生産販売体制の整備と消費拡大対策を実施し、県産ブランドとして確立させることにより、養豚農家の経営安定に資することを目的とする。

2 本事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

(事業実施主体)

第2 この事業の実施主体は、くまもとブランド豚肉推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事業の内容)

第3 「ひごさかえ肥皇」の高品質で斉一化された生産販売体制の整備と消費拡大を図るため、次の事業を行う場合に助成する。

1 高品質ブランド豚肉生産対策事業（品質の確保）

肉豚生産農家が生産する三元交雑豚が、協議会が定めた「ひごさかえ肥皇」認定基準に基づいて生産されているかを確認するとともに、肉豚生産農家から出荷された三元交雑豚肉が、協議会が定めた「ひごさかえ肥皇」認定基準に基づいて評価されているかを確認する。

2 広報宣伝対策事業及び消費拡大対策事業

「ひごさかえ肥皇」の販売促進資材等の作成や広報宣伝活動を実施するほか、消費者や流通関係者に対する試食会等を開催する。

3 推進協議会開催事業

生産者、関係団体、流通関係者等で構成する協議会を開催し、「ひごさかえ肥皇」の普及定着に係る課題を検討する。

4 技術普及活動事業

生産者の技術向上、経営診断、販売促進のための情報収集及び提供活動を

行う。

(補助金の交付申請)

第4 事業実施主体が要項第6条第2項第1号の規定により補助金の交付申請を行うときに添付する事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。

(実績報告)

第5 事業実施主体が要項第13条第2項第1号の規定に基づき実績を報告するときに添付する事業実績書は、次によるものとする。

①事業実績書(別記第1号様式を準用するものとする。)

②その他知事が必要と認める書類。

(事業推進)

第6 事業実施主体は、事業の円滑な推進を図るため、協議会の会員及び賛助会員に対し、当該事業の目的、内容及び効果等の周知徹底を図るとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に努めるものとする。

附則

この要領は、平成23年8月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

この要領は、平成24年4月2日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

この要領は、平成28年5月25日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別記第1号様式

平成 年度熊本県産銘柄豚生産流通対策事業計画（実績）書

1 事業の目的

2 事業の内容及び所要経費

事業	事業費 (円)	補助金額 (円)	事業内容
1 高品質ブランド豚 肉生産対策事業			
2 ア広報宣伝対策事業 イ消費拡大対策事業			
3 推進会議開催事業			
4 技術普及活動事業			
計			

3 事業完了（予定）日